

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	282	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	282)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜伝染病予防法における対象家畜の明確化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法の対象家畜について、法令で定めること。
法的位置づけが難しい場合には、通知等で明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】
家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病について、その発生を予防し、及びまん延を防止するため、法の対象となる伝染性疾病と当該伝染性疾病ごとに対象とする家畜の種類について、法第2条、同法施行令第1条、同法施行規則第2条により規定されている。
そのうち、家きんとしては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の7種類が規定されているが、令和4年度の高病原性鳥インフルエンザ発生事例においては、エミューをだちょうとみなし、法に基づく殺処分などの措置が実施されている。
国は、「家畜防疫互助基金支援事業への協力依頼等について(平成 29 年6月 20 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐事務連絡)」の別記により、農場で飼養されている鳥種の家畜伝染病における対象家畜への該当性として、エミューがだちょうに、マガモ・ガチョウ等があひるに該当すること等を例示し、それをもって根拠としている。
【支障事例】
マガモ、ガチョウは、生物分類上あひると同じ目科だが、エミュー(ヒクイドリ目ヒクイドリ科)とだちょう(ダチョウ目ダチョウ科)では目科が異なり、エミューをだちょうとみなすのは無理があると考える。
エミューが高病原性鳥インフルエンザの感受性動物として重要なことは理解できるが、生物分類上も法的根拠としても飼養者を納得させることが難しく、指導に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の一部エミュー飼養者に対し、「みなし家きん」として家畜伝染病予防法に基づく定期報告の提出を求めたが、法的根拠がないという理由で提出を拒まれる事例があった。
万一、当該農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、農場における防疫措置に着手できない恐れがあり、周辺農場への影響が懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により県行政の適正化につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第2条
家畜伝染病予防法施行令第1条
家畜防疫互助基金支援事業への協力依頼等について(平成 29 年6月 20 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、東京都、鳥取県、福岡県、熊本市

○家畜伝染病予防法は所有者の財産処分を可能にする法律であるから、対象家畜およびその根拠を明記しておくべきである。

各府省からの第1次回答

エミューを家畜伝染病予防法の対象家畜として明確化することを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容を受け止めていただいたこと、感謝申し上げます。
ついては、今後の検討スケジュールをご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

最短で令和7年度の鳥インフルエンザの発生シーズン前までに、エミューを家畜伝染病予防法の対象家畜として明確化するよう審議会等での議論を進める。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】
(4)家畜伝染病予防法(昭26法166)
(iii)家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜(2条1項)については、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、エミューも含まれることを明確化する方向で検討し、令和7年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。